

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	全般	操作手順の整備先の記載について条文間の整合を図り、記載を適正化した（下線部参照）。 【例】 (旧) 燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器へのほう酸水注入手順については、「1.1.2.1(4) ほう酸水注入」にて整備する。 (新) 燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器へのほう酸水注入手順については、1.1.2.1(4)「ほう酸水注入」にて整備する。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	全般	操作の成立性について条文間の整合を図り、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 円滑に作業ができるように、 (新) 円滑に作業できるように、	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-8, 429	添付資料1.13.10 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉容器への注水・原子炉格納容器内へのスプレー）の資料名称の記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉容器への注水・原子炉格納容器内へのスプレー） (新) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉容器への注水又は原子炉格納容器内へのスプレー）	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-12	当社記載ルールに基づく記載の適正化（下線部参照）。 (旧) 重大事故等対処設備のほかに、 (新) 重大事故等対処設備の他に、	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-19, 20, 21	条文内の記載の整合を図り、設備の記載順を適正化した（下線部参照）。 (旧) ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型ホース・接続口 ・ホース延長・回収車（送水車用） ・燃料補給設備 (新) ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ホース延長・回収車（送水車用） ・可搬型ホース・接続口 ・燃料補給設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-43	(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備について、条文内での整合を図り記載表現を修正した（下線部参照）。 (旧) ・代替給水ピット 重大事故等対処設備に要求される耐震性としては十分ではないものの、代替水源としての設備となり得る。 ・原水槽 重大事故等対処設備に要求される耐震性としては十分ではないものの、代替水源としての設備となり得る。 (新) ・代替給水ピット 耐震性は確保されていないが、重大事故等時に必要となる水を確保する手段として有効である。 ・原水槽 耐震性は確保されていないが、重大事故等時に必要となる水を確保する手段として有効である。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-46, 47	(c) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの水源の切替えについて、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの <u>第一水源は、補助給水ピットであり、補助給水ピットを優先して使用するが</u> ・・・水源を補助給水ピットから2次系純水タンクへ切り替える。 なお、水源の切替えは、運転中の電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプを停止することなく水源を切り替えることが可能である。 (新) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの水源は、 <u>補助給水ピットを優先して使用するが</u> ・・・水源を補助給水ピットから2次系純水タンクへ切り替える。 なお、水源の切替えは、運転中の電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプを停止することなく水源を切り替えることが可能である。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-62	(b) 燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器への注水 ii. 操作手順について、条文間の整合を図り下線部の誤記を削除した。 「1.8.2.2(1)a.(b) 充てんポンプによる充てんラインを使用した原子炉容器への注水」にて整備する。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-71	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイについて、記載を追記し適正化した（下線部参照）。 格納容器スプレイポンプが故障等により使用できない場合、若しくは全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、原子炉格納容器スプレイ設備による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合に、燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-76	(b) 燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ i. 手順着手の判断基準について、記載を追記し適正化した(下線部参照)。 原子炉格納容器圧力が・・・・・・起動していない場合に、原子炉格納容器内へスプレイするために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保されている場合。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-79, 257, 258, 260, 262, 264, 265, 267, 269, 271, 272, 282, 286, 288, 290	各手順の「操作の成立性」について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 (新) 室温は通常運転時と同程度である。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-83	(b) 燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ ii. 操作手順について、誤記を訂正した(下線部参照)。 (旧) 「1.6.2.2(1) b. (a) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」 (新) 「1.7.2.1(1) a. 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-119	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイについて、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 重大事故等の発生時において、・・・・・・代替格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、・・・・・・ディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。 (新) 重大事故等の発生時において、・・・・・・代替格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器内にスプレイできない場合、若しくは全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、・・・・・・ディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-123	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイについて、「場合に・・・場合に・・・」と続いため、記載表現を適正化した(下線部参照)。 (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、・・・又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による代替格納容器スプレイができない場合に、・・・ディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。 (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、・・・又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失し、B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による代替格納容器スプレイができない場合に、・・・ディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-129, 131, 137, 140, 154, 156, 162, 165	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水及び原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) なお、淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 (新) なお、淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-142	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図り記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ(炉心損傷前) 原子炉格納容器圧力が・・・確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、 <u>・・・・・・・・</u> (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ(炉心損傷前) 原子炉格納容器圧力が・・・確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、 <u>・・・・・・・・</u> (新) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ(炉心損傷前) 原子炉格納容器圧力が・・・確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し、 <u>・・・・・・・・</u> (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ(炉心損傷前) 原子炉格納容器圧力が・・・確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し、 <u>・・・・・・・・</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-142, 143	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図り記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (iii) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、・・・・ (iv) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、・・・・ (新) (旧) (iii) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・確認できない場合に、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し、・・・・ (iv) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・確認できない場合に、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し、・・・・	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-157	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 ii. 操作手順について、誤記を訂正した（下線部参照）。 (旧) 1.2.2.1(2) f. 「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。 (新) 1.2.2.1(2) e. 「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-167	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却 i. 手順着手の判断基準 (iii) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ (炉心損傷後) について、条文間の整合を図り記載を適正化した (下線部参照)。 (旧) 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合、及び格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内が冷却状態であることを原子炉格納容器圧力等で確認できない場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) の指示値が $1 \times 105\text{mSv/h}$ 以上の場合。 【1.6.2.2(1) b. (e)】 (新) 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合に、海水の取水ができると判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) の指示値が $1 \times 105\text{mSv/h}$ 以上の場合。 【1.6.2.2(1) b. (e)】	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-180, 181, 184	(8) 脱気器タンクを水源とした対応手順について、条文間の整合を図り、下線部を追記した。 (旧) 電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水を実施する。 (新) 常用設備である電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水を実施する。	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-183	(a) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準について、記載を追記し適正化した (下線部参照)。 (ii) 電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 (発電用原子炉停止中)	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-188	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水について、記載を適正化した (下線部参照)。 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を起動し、海を水源とした蒸気発生器へ注水する。 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を起動し、海を水源とした蒸気発生器への注水を実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-223	m. 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制手段としては、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への放射性物質の拡散抑制、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制がある。 (新) 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制手段としては、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への放射性物質の拡散抑制並びに可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制がある。	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-226, 228	(b) 海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制 iii. 操作の成立性について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 可搬型ホース等の取り付けについては速やかに作業ができるように可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。 (新) 可搬型ホース等の取り付けについては速やかに作業ができるように可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-233	a. 格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転手段は、余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプがある。 (新) 格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転手段は、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプがある。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-236	(a) 格納容器再循環サンプを水源とした格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ再循環運転 ii. 操作手順について、誤記を訂正した。（下線部参照）。 (旧) 「1.6.2.3(1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ再循環運転」 (新) 「1.6.2.3(1) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-243, 248	i. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）及びi. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）の(ii) 操作手順について、以下の記載を追記した。 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態及び送水状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能）。	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-243, 245, 248, 249, 252, 254	a. 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (iii) 操作の成立性について、誤記を削除した（下線部参照）。 (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施し、・・・・燃料取替用水ピットへの補給開始まで200分以内で実施可能である。 (新) 上記の操作は、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施し、・・・・燃料取替用水ピットへの補給開始まで200分以内で実施可能である。	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-253, 254, 255	i. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）及びii. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）の操作の成立性について、条文内の整合を図り記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 海水取水時には、可搬型ホース先端に取り付ける水中ポンプの吸い込み部、及び可搬型大型送水ポンプ車の吸い込み部にストレーナを設置すること、並びに水面より低く、かつ着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく、燃料取替用水ピットへ補給を実施できる。 (新) 海水取水時には、可搬型ホース先端を水面より低く着底しない位置に設置することにより異物の混入を低減する。さらに可搬型ホース先端にストレーナを付けることにより、メッシュより大きな異物の混入を防止する。また、ストレーナのメッシュより小さな異物は通過するが、燃料取替用水ピットへの補給に影響はない。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-274, 277	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給及び(b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給のii. 操作手順について、以下の記載を追記した。 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態及び送水状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能）。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-275, 277, 280, 284	a. 可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図り記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。 (新) 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-275, 277, 280	a. 可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 iii. 操作の成立性について、誤記を削除した（下線部参照）。 (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施し、・・・・補助給水ピットへの補給開始まで200分以内で実施可能である。 (新) 上記の操作は、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施し、・・・・補助給水ピットへの補給開始まで200分以内で実施可能である。	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-290	a. 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替え iii. 操作の成立性について、誤記を削除した（下線部参照）。 (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから水源を補助給水ピットから2次系純水タンクへ切り替えるまで40分以内で可能である。 (新) 上記の操作は、運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから水源を補助給水ピットから2次系純水タンクへ切り替えるまで40分以内で可能である。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-299, 300	誤字及び脱字を訂正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-342	監視計器一覧 (27/29) 誤記訂正 下記手順に記載している監視計器において誤記を削除した(補給に使用する水源の優先順位見直しに伴う修正)。 (a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 (b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 (c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 記載を削除した監視計器 ECCS作動, 炉心出口温度, 加圧器水位, 高圧注入流量, 低圧注入流量, 1次冷却材圧力(広域), 格納容器内温度, 原子炉格納容器圧力, 格納容器圧力(AM用), 格納容器再循環サンプ水位(広域), 格納容器再循環サンプ水位(狭域), 補助給水流量, 蒸気発生器水位(広域), 蒸気発生器水位(狭域), 補助給水ピット水位, 格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ), 格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ), エアロックエリアモニタ, 炉内核計装区域エリアモニタ, 格納容器じんあいモニタ, 格納容器ガスモニタ, 泊幹線1L電圧, 2L電圧, 後志幹線1L電圧, 2L電圧, 甲母線電圧, 乙母線電圧, 6-A, B, C1, C2, D母線電圧, 原子炉補機冷却水供給母管流量, 原子炉補機冷却水供給母管流量(AM用), 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量, 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量(AM用) 上記修正に伴い, 監視計器一覧の枚数を(32/32)から(29/29)に変更した。	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-348, 350, 352, 354, 356, 358, 360, 362, 364, 366, 368, 370, 372, 374, 376, 378, 379	記載の適正化 概要図の凡例の表記を見直し(縦一列の表記から横スペースも活用した表記へ見直すことにより, 概要図全体の見やすさの改善を図った)	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-405~414, 452~456	記載の適正化 添付資料番号のうち枝番号の附番方法について, 女川2号炉及び大飯3/4号炉の審査実績を踏まえて各審査項目と統一を図った。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-407, 408, 409, 411	添付資料1.2.1審査基準, 基準規則と対処設備との対応表について, 誤記を訂正した(下線部参照)。 (旧) 「非常用取水設備」は「既設」 (新) 「非常用取水設備」は「既設, 新設」 「非常用取水設備」の「既設」と「新設」の内訳 既設: 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室 新設: 貯留堰	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-409, 412	添付資料1.13.1審査基準, 基準規則と対処設備との対応表について, 誤記を修正した。	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-416	添付資料1.13.4海水取水時の異物管理について, 記載を適正化した(下線部参照)。泊の可搬型大型送水ポンプ車は, 原子炉格納容器への放水には使用しないため。 (旧) その他使用済燃料ピットへの供給, <u>原子炉格納容器への放水等</u> , 取水路等から取水する水の使用用途は多岐に渡る。 (新) その他使用済燃料ピットへの供給等, <u>取水路等から取水する水の使用用途は</u> 多岐にわたる。	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-419, 423, 426, 441, 445, 448	添付資料の作業の成立性の記載を適正化した(下線部参照)。 【例】 (旧) <u>屋外に敷設する可搬型ホースは, ホース延長・回収車(送水車用)を使用することから, 容易に実施可能である。また, 可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり, 容易に接続可能である。</u> <u>～挿入する吸管は可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており, 人力で挿入できる。</u> (新) <u>屋外の可搬型ホースの敷設は, ホース延長・回収車(送水車用)を使用することから, 容易に実施可能である。また, 可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり, 容易に実施可能である。</u> <u>～挿入する吸管は可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており, 人力で挿入できる。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-422, 444	添付資料1.13.7-(3)【原水槽への補給】及び添付資料1.13.17-(3)【原水槽への補給】の連絡手段について、条文間の整合を図り記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(携帯型)を使用し、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。 (新) 事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(携帯型)を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-431	添付資料1.13.11補助給水ビットから燃料取替用水ビット間の接続配管についての(1)放射性物質を含む配管と含まない配管との接続に対する設計上の考慮について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 泊3号炉の既設設備における放射性物質を含む系統と放射性物質を含まない系統が接続している場合の隔離は、以下の通りとしている。 (新) 泊3号炉の既設設備における放射性物質を含む系統と放射性物質を含まない系統が接続している場合の隔離は、以下のとおりとしている。	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-431	表の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 逆止弁および空気作動弁(1個) 補助給水ビット側逆止弁および手動弁(1個) ※:他にも、タンク等へに補給(2次系純水)およびカバーガス(窒素ガス等)等の例が多数ある。 (新) 逆止弁及び空気作動弁(1個) 補助給水ビット側逆止弁及び手動弁(1個) ※:他にも、タンク等へに補給(2次系純水)及びカバーガス(窒素ガス等)等の例が多数ある。	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-431, 432, 451	以下の記載について、適正化した(下線部参照)。 (旧) 泊3号炉 (新) 泊発電所3号炉	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-432	表の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 原子炉補機冷却水系統 (新) 原子炉補機冷却水系	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-452~455	添付資料1.13.21水の供給手順のうち詳細手順を整備する条文一覧表について、技術的能力1.13まとめ資料本文と整合を図り、記載を適正化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-457	表のろ過水タンクのSA時の用途について、下記の記載を削除（誤記訂正）。 使用済燃料ピットスプレイ	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.10.0)	1.13-460	表の接続方式について、記載を適正化した。 (旧) ねじ込み式 (新) 結合金具接続 (旧) 差込み式 (新) ワンタッチ式	